

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令 新旧対照条文	
○ 石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第九十二号）	1
○ 石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第二百二十九号）	2

○ 石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第九十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>1・2 (略)</p> <p>3 別表各号に掲げる地区ごとの区域の表示は、<u>令和五年四月一日</u>における行政区画その他の区域、埋立地の区域、海岸線、河川又は道路若しくは鉄道その他の施設によりされるものとする。</p> <p>別表 一～六 (略) 七 (略) 八～三十一 (略) 三十二 (略) (削る)</p> <p>三十三～三十六 (略) 三十七 大阪北港地区 大阪府大阪市此花区 島屋四丁目、北港一丁目、北港二丁目、梅町一丁目及び梅町二丁目の区域 同区西島五丁目、春日出中三丁目、春日出南三丁目、島屋一丁目、島屋二丁目、島屋五丁目、島屋六丁目、桜島二丁目及び桜島三丁目の区域のうち主務大臣の定める区域 三十八～七十四 (略)</p>	<p>1・2 (略)</p> <p>3 別表各号に掲げる地区ごとの区域の表示は、<u>令和四年四月一日</u>における行政区画その他の区域、埋立地の区域、海岸線、河川又は道路若しくは鉄道その他の施設によりされるものとする。</p> <p>別表 一～六 (略) 六の二 (略) 七～三十 (略) 三十一 (略) 三十二 渥美地区 愛知県田原市小中山町立馬崎、久工森及び一膳松の区域のうち主務大臣の定める区域 三十三～三十六 (略) 三十七 大阪北港地区 大阪府大阪市此花区春日出南三丁目、島屋四丁目、北港一丁目、北港二丁目、梅町一丁目及び梅町二丁目の区域 同区西島五丁目、春日出中三丁目、島屋一丁目、島屋二丁目、島屋五丁目、島屋六丁目、桜島二丁目及び桜島三丁目の区域のうち主務大臣の定める区域 三十八～七十四 (略)</p>

改正案		現行	
別表第三（第二十二条関係）			
第一地区	（略）	第一地区	石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号。以下この表において「区域令」という。）別表第二号、第三号及び第四号の二に掲げる地区の区域
第二地区	区域令別表第四号の三及び第九号から第十一号までに掲げる地区の区域	第二地区	区域令別表第四号の三及び第八号から第十号までに掲げる地区の区域
第三地区	区域令別表第十三号から第十五号までに掲げる地区の区域	第三地区	区域令別表第十二号から第十四号までに掲げる地区の区域
第四地区	区域令別表第十六号及び第十七号に掲げる地区の区域	第四地区	区域令別表第十五号及び第十六号に掲げる地区の区域
第五地区	区域令別表第二十号及び第二十一号に掲げる地区の区域	第五地区	区域令別表第十九号及び第二十号に掲げる地区の区域
第六地区	区域令別表第二十二号、第二十五号、第二十七号及び第三十一号に掲げる地区の区域	第六地区	区域令別表第二十一号、第二十四号、第二十六号及び第三十号に掲げる地区の区域
第七地区	区域令別表第三十五号及び第三十六号に掲げる地区の区域	第七地区	区域令別表第三十二号、第三十五号及び第三十六号に掲げる地区の区域
区分	区 域	区分	区 域
別表第三（第二十二条関係）			

区 第十二地	区 第十一地	第十地区	第九地区	第八地区
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

区 第十二地	区 第十一地	第十地区	第九地区	第八地区
区域令別表第七十三号及び第七十四号に掲げる地区の区域	区域令別表第七十一号及び第七十二号に掲げる地区の区域	区域令別表第五十号から第五十四号まで及び第六十八号に掲げる地区の区域	区域令別表第四十三号、第四十八号、第五十六号、第五十七号及び第五十九号から第六十一号までに掲げる地区の区域	区域令別表第三十八号及び第四十五号から第四十七号までに掲げる地区の区域